

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

―高額医療・高額介護合算療養費制度―

世帯の負担を軽減することを目的に、同じ世帯内で、年間に支払った「医療保険」と「介護保険」の費用の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、その超えた分の額が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が、新たに創設されました。

【合算の対象】

●医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある、同じ医療保険の世帯が対象となります。ただし、同じ世帯内でも、職場の健康保険・国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療保険など、基準日(7月31日)に



医療保険制度が異なる方の自己負担額は合算できません。
●限度額は年額で、8月1日から翌年7月31日までの分を合算します。ただし、制度開始初年度の経過措置として、平成20年4月1日から平成21年7月31日の間は16カ月分を合計し、下の表1の()内の限度額を適用します。
●医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、支給対象となります。
●自己負担額のうち、食費・居住費(滞在費)・日常生活費などは含まれません。
●70歳以上の方はすべての自己負担額を合計できます。70歳未満の方は、医療保険分が1カ月(月単位)に入院・外来別で、同一の医療機関、同一の診療科目で自己負担額が21,000円以上のものが対象になります。

【支給額の計算方法】

$$\text{支給額} = \text{医療の自己負担年額} + \text{介護の自己負担年額} - \text{合算制度の自己負担限度額}$$

それぞれの自己負担額(年間分)を合計し、年額の限度額を超えた金額が500円以上となる場合に限り、医療分と介護分をそれぞれに按分して支給します。

表1 合算制度の自己負担限度額 【年額／毎年8月～翌年7月】

所得区分	70歳未満 国民健康保険 + 介護保険	70～74歳 国民健康保険 + 介護保険	75歳以上 長寿(後期高齢者)医療保険 + 介護保険
① 70歳以上の方で負担割合3割の方、または70歳未満の方で世帯員全員の合計所得が600万円を超える場合など	126万円(168万円)	67万円(89万円)	左に同じ
② 一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)	左に同じ
③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合	34万円(45万円)	31万円(41万円)	左に同じ
④ ③のうち、世帯員全員のそれぞれの所得が0円、年金収入80万円以下の世帯などの場合		19万円(25万円)	左に同じ
⑤ 非課税世帯			

※制度開始初年度の経過措置として、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月分は、()内の限度額を適用します。

※所得区分は、加入している医療保険の基準日(毎年7月31日)での高額療養費の所得区分を適用します。

※障害認定を受けた65歳以上の長寿(後期高齢者)医療保険の被保険者を含みます。

高額医療・高額介護合算制度 Q & A

Q 対象になるかどうか分かりますか？

A かすみがうら市国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療保険に加入中で対象となる世帯の世帯主には、12月頃にお知らせをする予定です。ただし、次に該当する方は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に

①市に転入・転出された方
②他の医療保険から国民健康

保険または長寿(後期高齢者)医療保険に移られた方

Q どこに申請すればいいのですか？

A 基準日(7月31日)に加入している医療保険に申請してください。職場の健康保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)に加入している方は、お勤め先などへお問い合わせください。

Q 申請に必要なものは何ですか？

A 職場の健康保険加入者の方



は、介護保険にかかる自己負担額証明書が必要となる場合があります。その場合には、長寿福祉課へ申請してください。その他に必要なものは、問い合わせください。

平成20年4月から12月に75歳になられた方へ高額療養費特別支給金制度のお知らせ

75歳の誕生月には、「誕生日前の医療保険制度」と「誕生日後の長寿医療制度」それぞれの制度が適用されるため、それぞれの自己負担限度額を半分にし、誕生月の負担が他の月と比べて増加させないようにする措置が平成21年1月以降始まりました。

今回は、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、高額療養費特別支給金を支給し、負担を軽減することになりましたので、該当する世帯主には別途お知らせします。

【問い合わせ先】

○国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療保険、高額療養費について・・・国保年金課
☎内線1141
○介護保険制度、高額介護サービス費について・・・長寿福祉課 ☎内線1176

▼表1 平成20年度情報公開請求・決定件数

請求のあった部門	請求件数	公開	一部公開	非公開	文書不存在
市長	市長公室	1	1		
	総務部	10	4	6	
	市民部	2	1	1	
	保健福祉部	3	2	1	
	環境経済部	1	1		
	土木部	3		3	
	会計課	1	1		
教育委員会	1	1			
水道事務所	1		1		
議会	1	1			
合計	24	12	12		

▼表2 市個人情報事務登録件数 (平成21年4月1日現在)

実施機関			件数	
市 長	市長公室	17	教育委員会	98
	総務部	23	選挙管理委員会	19
	市民部	63	監査委員	2
	保健福祉部	65	農業委員会	5
	環境経済部	59	固定資産評価	
	土木部	65	審査委員会	2
	会計課	2	消防長	12
	水道事務所	13	議 会	3
	小 計	307	合 計	448

市は、公正で開かれた市政を目指し、市政への市民参加を促進するため、条例に基づき情報公開を実施し

市の情報公開・個人情報保護状況をお知らせします

平成20年度運用状況
☎総務課 内線1521

ています。(平成20年度の情報公開請求と決定の状況は表1を参照)
また、個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の開示請求などの権利を定めています。(個人情報事務登録件数は表2を参照。平成20年度は、1件(市民部に関するもの)の個人情報開示請求があり、一部開示をしました。
総務課では、情報公開請求や個人情報の開示請求などの受け付けをはじめ、市政に関する情報についての相談などを行なっています。

市の職員数・給与・勤務条件などをお知らせします

固職員課 内線☎ 1533

市の職員数、給与、勤務条件などの概要についてお知らせします。

これは、地方公務員法の規定に基づき、年に一度公表することを市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で定めているもので、市民の皆さんに職員の任用や勤務条件などを理解していただくためのものです。

詳しくは、市のホームページ『行政情報』↓「人事行政」において、9月末に公表します。

職員数

①新規採用者数の状況

区 分	事務職員	消防吏員	業務員
平成 20 年度	4 人	4 人	－
平成 21 年度	5 人	3 人	－

②職員採用試験の実施状況（平成 21 年 4 月採用分）

職 種	応募者数	受験者数	採用者数
事 務	52 人	43 人	5 人
事務(身体障害者)	0 人	－	－
消 防 職	20 人	16 人	3 人

③退職者数の状況

区 分	定 年	勧奨など	計
平成 20 年度	14 人	9 人	23 人

④部門別職員数の状況（4 月 1 日現在）

部 門	平成 20 年度	平成 21 年度
一般行政部門	329 人	320 人
教 育 部 門	51 人	45 人
消 防 部 門	84 人	84 人
公営企業など	40 人	41 人
計	504 人	490 人

※平成 21 年度の一般行政部門には、再任用職員（1 人）を含みます。

勤務条件・その他

①勤務時間（標準的なもの）

区 分	平成 20 年度
正規の勤務時間	1 週間あたり 40 時間
開始・終了時刻	開始 8:30 ・終了 17:30
休憩 時間	12:00 ～ 13:00

②年次有給休暇の状況（暦年）

区 分	平 均 付与日数	平 均 取得日数	平 均 取得率
平成 19 年	39.6 日	9.6 日	24.2%
平成 20 年	39.6 日	10.3 日	26.0%

※1 暦年あたり 20 日付与(20 日以内の残日数は繰り越し可)

③職員の分限・懲戒処分

区 分	分限処分	懲戒処分
平成 20 年度	1 件	2 件

④職員の研修の状況

平成 20 年度の主な職員研修	修了者数
新規採用職員研修（事務職員）	4 人
主事級職員研修	26 人
茨城県自治研修所などへの派遣研修	47 人
人事評価研修	331 人
人材育成アドバイザー講演（総務省事業）	58 人
メンタルヘルス研修	50 人
普通救命講習	18 人

⑤育児休業などの状況

区 分	平成 20 年度新規承認者
育児休業取得者数	6 人
介護休暇取得者数	0 人

給 与

①給与などの状況（4 月 1 日現在）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
一 般 行政 職	平均給料月額 332,500 円	330,200 円
	平均 年 齢 42 歳 9 月	42 歳 8 月
消 防 職	平均給料月額 329,500 円	327,400 円
	平均 年 齢 40 歳 4 月	40 歳 4 月

②初任給の状況（4 月 1 日現在）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
行 政 職	大 学 卒 172,200 円	172,200 円
	短 大 卒 152,800 円	152,800 円
	高 校 卒 140,100 円	140,100 円
消 防 職	大 学 卒 197,200 円	197,200 円
	短 大 卒 175,400 円	175,400 円
	高 校 卒 158,100 円	158,100 円

③経歴年数別給料月額（標準的なもの／4 月 1 日現在）

区 分	年 数	平成 20 年度	平成 21 年度
行政職	大学卒	10 年目 250,800 円	250,800 円
		15 年目 288,900 円	288,900 円
		20 年目 322,600 円	322,600 円
	高校卒	10 年目 205,400 円	205,400 円
		15 年目 250,800 円	250,800 円
		20 年目 288,900 円	288,900 円

※上記の額は、現在の昇給昇格基準に基づき作成しているため、採用時期により異なります。

④一般職員の期末・勤勉手当支給割合（4 月 1 日現在）

区 分	6 月 期		12 月 期	
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
平成 20 年度	1.4 月	0.75 月	1.6 月	0.75 月
平成 21 年度	※1 1.4 月	※1 0.75 月	1.6 月	0.75 月

⑤特別職などの報酬などの状況（4 月 1 日現在）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
給料月額	市 長 779,000 円	779,000 円
	副市長 ※2 532,800 円	592,000 円
	教育長 546,000 円	546,000 円
報酬月額	議 長 334,000 円	334,000 円
	副議長 285,000 円	285,000 円
	議 員 269,000 円	269,000 円
期末手当	6 月期 1.6 月	※3 1.6 月
	12 月期 1.75 月	1.75 月

※2 副市長の給料は、平成 20 年 4 月 1 日から 3 カ月間、10 %の減額措置を講じました。

ボーナスの減額措置 ～平成 21 年 5 月に条例改正～

- ※1 「④一般職員の期末・勤勉手当支給割合」のうち、平成 21 年度の 6 月期については、期末手当 1.25 月・勤勉手当 0.7 月とする特例措置を講じています。
- ※3 「⑤特別職などの報酬などの状況」のうち、平成 21 年度の 6 月期の期末手当については、1.45 月とする特例措置を講じています。